

高崎経済大学国際交流センター規程

平成23年度

規程第11号

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人高崎経済大学基本規則(平成23年度規程第3号)第26条の規定に基づき、高崎経済大学国際交流センター(以下「センター」という。)の管理運営に関し必要な事項を定める。

(目的)

第2条 センターは、学生の国際交流の企画推進、留学生教育の企画立案及び留学生への支援を目的とする。

(センター長及び副センター長)

第3条 センターに、センター長及び副センター長を置く。

2 副センター長は、センター長を補佐する。

3 副センター長は、教育グループ国際交流支援チームリーダーをもってあてる。

(所掌事項)

第4条 第2条に定める目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。

- (1) 外国の大学等との交流協定の締結に関する事。
- (2) 海外からの学生の受け入れに関する企画、立案に関する事。
- (3) 本学学生の海外派遣に関する企画、立案に関する事。
- (4) 受入交換留学生のカリキュラムに関する事。
- (5) 外国人留学生に係る各学部との連携、協力に関する事。
- (6) 外国人留学生の修学環境の充実等に関する事。
- (7) その他学生の国際交流に関する事。
- (8) 前各号に定める事項に係る事業計画案の作成に関する事。
- (9) センターに関して理事長又は学長が諮問する事。

(運営)

第5条 センターの運営は、次に定める構成員による高崎経済大学国際交流センター運営会議(以下「会議」という。)が行う。

- (1) センター長
- (2) 教授会の議を経て選出された教員4人以上

(3) 教育グループリーダー、教育グループ国際交流支援チームリーダー

(任期)

第6条 前条第2号の構成員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、補欠の構成員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第7条 会議は、センター長が招集する。

2 センター長は、議長となり、会務を総理する。

3 センター長に事故あるとき、又はセンター長が欠けたときは、副センター長がその職務を代理する。

4 センター長が必要と認めるときは、会議に構成員でない者を出席させ、意見を述べさせることができる。ただし、このとき当該出席者は、議決に加わることはできない。

(会議の成立)

第8条 会議は、構成員の2分の1以上の出席をもって成立するものとする。ただし、書面により、他の構成員を受任者とした委任状を提出した場合は、出席したもののみなす。

2 会議の議事は、出席した構成員の過半数により決し、可否同数のときは、議長が決する。

(事務の執行)

第9条 センター長は、会議の決定に基づき、事務を執行する。

2 センター長は、前項の事務について、副センター長又は教育グループリーダーに専決させることができる。

3 前項に定める専決事務及び専決者は、センター長が定める。

4 センター長の決裁を受けるべき事項について、あらかじめその処理について指示をうけた事項及び緊急を要する事項について、副センター長は代決することができる。ただし、代決した事項で重要なものについては、遅滞なくセンター長に報告しなければならない。

(センター長の専決)

第10条 センター長は、会議で協議すべき事項について、特に緊急を要するため会議を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるときは、当該事案について対処方法等を決定することができる。ただし、決定をした場合は、速やかに会議を招集して、当該事案の概要及び決定内容を会議に報告しなければならない。

(学内の協力)

第11条 センターは、センターの運営及び事業の企画実施等について、各機関又は組織に協力を求めることができる。

2 各機関又は組織は、前項の協力依頼を受けたときは、協力しなければならない。

(庶務)

第12条 センターの庶務は、教育グループ国際交流支援チームにおいて処理する。

(委任)

第13条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は会議の議を経てセンター長が別に定める。

(改廃)

第14条 この規程の改廃は、会議及び教育研究審議会に諮り、理事会の議を経て理事長が行う。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成23年11月16日第127号）

この改正は、平成23年12月15日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

附 則（平成24年3月14日第159号）

この改正は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月13日第101号）

この改正は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成26年7月9日第9号）

この改正は、平成26年8月1日から施行する。

附 則（平成27年3月11日第103号）

この改正は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成 29 年 3 月 15 日第 48 号）

この改正は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 29 年 11 月 15 日第 2 号）

この改正は、平成 29 年 11 月 15 日から施行する。